

## 令和2年地方分権改革に関する地方からの提案に対する国の対応方針について

令和3年1月19日  
経営企画チーム

## 1 要 旨

令和2年6月に地方公共団体が国に対し行った地方分権改革に関する提案に対する国の対応方針が、令和2年12月18日に閣議決定された。

## 《令和2年の地方からの提案に関する対応状況等》

区 分	全 国	広島県分※
① 内閣府と関係府省との間で調整を行う提案	168件	8件
提案の趣旨を踏まえ対応等	157件	8件
実現できなかったもの	11件	0件
② 関係府省における予算編成過程での検討を求める提案	27件	1件
③ 支障事例等が具体的に示された場合に検討対象とする提案、検討対象外等	62件	5件
提案の合計 (① + ② + ③)	257件	14件

※ 中国地方知事会との共同提案を含む。

## 2 主な見直し内容（提案の趣旨を踏まえ対応等とされた事項：157件）

## (1) 事務・権限の移譲等（都道府県から市町村）：1件

- 液化石油ガスの販売・貯蔵等に係る都道府県知事の事務・権限について、指定都市への移譲を検討（令和2年度中に結論）

## (2) 義務付け・枠付けの見直し等：156件

## 《主なもの》

- 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく施設の使用制限の要請等の在り方について、有識者会議での議論や新型コロナウイルス感染症の感染状況も踏まえ検討
- 豚熱ワクチン接種について、都道府県職員である家畜防疫員に加え、民間獣医師による実施を可能とするよう見直し
- 国土交通大臣への免許等の申請にかかる都道府県経由事務の廃止（宅地建物取引業の免許等、不動産鑑定業の登録等、一級建築士の免許等）
- 社会資本整備総合交付金の申請等に係る押印文書の電子化
- 郵便局において取扱い可能な地方公共団体の事務の拡大（転出届、印鑑登録の廃止申請等）

### 3 広島県の提案に関する主な対応状況（中国地方知事会との共同提案を含む）

対応方針での位置付け		提 案 項 目
提案の趣旨を踏まえ対応等	提案の全部又は一部を実現 【5件】	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 指定都市及び中核市が設置する公立保育所への指導監査主体の明確化 《広島県提案, 中国地方知事会共同提案》</li> <li>○ 保育士等キャリアアップ研修ガイドラインにおける研修分野の拡充等 《中国地方知事会共同提案》</li> <li>○ 後期高齢者医療制度における交付・支払事務等の制度見直し 《中国地方知事会共同提案》</li> <li>○ 社会資本整備総合交付金に係る諸手続等の見直し《中国地方知事会共同提案》</li> <li>○ 獣医師法第22条に基づく届出のオンライン化《中国地方知事会共同提案》</li> </ul>
	検討を続ける 【3件】	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 病児保育事業における職員配置要件に係る「実質的な義務付け」の緩和（令和3年度中に結論・必要な措置を講ずる）《中国地方知事会共同提案》</li> <li>○ 就学前児童に対する補助金の一元化（令和2年度中に結論・必要な措置を講ずる）《中国地方知事会共同提案》</li> <li>○ 自然環境整備交付金等の交付金交付決定前着工の制度化（令和2年度中に結論・必要な措置を講ずる）《中国地方知事会共同提案》</li> </ul>
予算編成過程での検討を求める 【1件】	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地域少子化対策重点推進交付金の要件緩和《中国地方知事会共同提案》</li> </ul>	
支障事例等が具体的に示された場合に検討対象とする 【3件】	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地域少子化対策重点推進交付金（結婚新生活支援事業）の対象年齢要件の緩和 《中国地方知事会共同提案》</li> <li>○ 住生活基本計画策定（変更）に係る手続きの簡素化・迅速化等 《中国地方知事会共同提案》</li> <li>○ 集落法人に使用収益させている農地の所有権移転に係る農地法の改正 《広島県提案》</li> </ul>	
検討対象外 【2件】	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 人口の移動理由を把握するための、国による全国統一的な調査の実施 《広島県提案》</li> <li>○ 「地域間幹線系統確保維持費国庫補助金」における各種申請の電子化 《広島県提案, 中国地方知事会共同提案》</li> </ul>	

### 4 今後の対応

- ・ 「検討を続ける」、「予算編成過程での検討を求める」とされているもの  
全国知事会などとも連携しながら、政府全体として今後適切なフォローアップが実施されるよう、国に求めていく。
- ・ 「支障事例等が具体的に示された場合に検討対象とする」とされているもの  
引き続き関係局と調整の上、随時、フォローアップを行い、支障事例等の把握に努めるとともに、提案内容を再構築するなど、来年度の提案につなげる。